

# 営業時間短縮要請協力金の申請手続きについて

## 第2期

「まん延防止等重点措置」区域指定に伴う時短営業要請

令和3年**8月27日**（金）～**9月12日**（日）までの協力金です。

<b>対象施設</b>	食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店 ※持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）、イートインスペースがあるスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。
<b>要請の内容</b>	◎ 午後8時以降の店舗内での飲食の提供は行わない。 ◎ <u>酒類の提供は終日行わない。</u> ◎ 飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛。
<b>要請の期間</b>	令和3年8月27日（金）～9月12日（日）まで <b>※9月13日以降の延長分については、裏面をご確認ください。</b>
<b>協力金の額</b> (各店舗によって異なります。)	1店舗1日あたり <b>30,000円～100,000円</b> (例1) 前年または前々年の8月の一日あたりの飲食業売上高が、75,000円以下の場合、30,000円。 (例2) 前年または前々年の8月の一日あたりの飲食業売上高が、75,000円を超える場合は、その金額×0.4。ただし、上限100,000円。
<b>申請受付期間</b>	<b>9月13日（月）から10月15日（金）まで</b>
<b>申請に必要なもの</b>  ※③～⑧は前回提出したものと変更がない場合は省略できます。	① 支給申請書兼請求書 [様式1] と誓約書 [様式2] ② 対象期間に時間短縮営業を行ったことが確認できるもの (例：お店に貼ったチラシなどの写真や、告知したホームページなどのコピー) (※注1) 午後8時まで営業短縮することと、酒類提供を終日行わないことの両方を記載することが必要です。 (※注2) 時間短縮営業を行った日(いつからいつまで)を記載することが必要です。 ③ 前年又は前々年の8月の売上がわかるもの(帳簿など) ④ 申請書兼請求書に記載する振込口座が確認できる通帳のコピーなど (銀行・支店・預金種別・口座番号・名義(カタカナ部分)がわかるように。) ⑤ 営業の実態が確認できる書類(直近1期分の確定申告書の写しなど) (令和3年1月以降に開業した場合は、開業届けまたは法人設立届けの写し) ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し ⑦ お店の外観写真(店舗名がわかるように)と内観写真(飲食スペース：テーブルやイスがわかるように)。 ⑧ 新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート
<b>申請方法</b>	「門川町役場まちづくり推進課」へ郵送、または窓口へ直接提出をお願いします。

申請先/お問い合わせ

〒889-0696 門川町平城東1-1 門川町まちづくり推進課商工観光係  
 ☎ 0982-63-1140 mail : syoukoukankou@town.kadogawa.lg.jp

(裏面もご覧ください)

9月13日から、門川町は「まん延防止等重点措置」区域指定がはずれて、  
県独自の「緊急事態宣言」に伴う飲食店時短営業要請へ移行します。

◎ 県独自の緊急事態宣言に伴う営業時短要請については、  
下記のような要請内容になります。

#### 【対象施設】

食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している飲食店

※持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）、イートインスペースがある  
スーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

#### 【要請の内容】

- ◎ 午後8時以降の店舗内での飲食の提供は行わない。
- ◎ 酒類の提供は午後7時まで

#### 【要請の期間】

令和3年9月13日（月）～ 9月30日（木）まで

〔※要請期間は、今後の新型コロナウイルス感染  
状況によって変更になる場合があります。〕

#### 【協力金の額】

1店舗1日あたり **25,000円～75,000円**  
※協力金の額は、各店舗によって異なります。

#### 【申請に必要なもの】

詳細が決まり次第、お知らせいたします。

※張り紙やチラシなどの写真等の準備をお願いします。

（期間がいつからいつまで、酒類は午後7時まで、営業時間は午後8時まで、など）

#### 【申請受付期間】

詳細が決まり次第、お知らせいたします。

### ～ 協力金の申請受付について ～

	時短等要請期間	申請受付期間
第1期	8月14日～8月26日までの分	8月27日～9月24日まで【受付中です。】
第2期	8月27日～9月12日までの分(まん延防止)	9月13日～10月15日まで
第3期	9月13日～9月30日までの分	詳細が決まり次第お知らせいたします。